

第 60 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 19 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 33 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 1 の項額の欄中

「

「

3 万 4 , 0 0 0 円	3 万 9 , 0 0 0 円
6 万 5 , 0 0 0 円	7 万 6 , 0 0 0 円
1 3 万 3 , 0 0 0 円	1 4 万 9 , 0 0 0 円
2 0 万 円	2 2 万 5 , 0 0 0 円
2 6 万 1 , 0 0 0 円	3 0 万 5 , 0 0 0 円
3 3 万 7 , 0 0 0 円	3 7 万 円
4 6 万 円	4 9 万 7 , 0 0 0 円
2 万 円	2 万 1 , 0 0 0 円
4 万 6 , 0 0 0 円	5 万 1 , 0 0 0 円
1 0 万 円	1 1 万 3 , 0 0 0 円
1 8 万 5 , 0 0 0 円	2 0 万 4 , 0 0 0 円
3 0 万 7 , 0 0 0 円	3 4 万 円 に
4 1 万 5 , 0 0 0 円	4 5 万 7 , 0 0 0 円
5 2 万 1 , 0 0 0 円	5 6 万 7 , 0 0 0 円
7 3 万 7 , 0 0 0 円	7 9 万 5 , 0 0 0 円
1 3 万 1 , 0 0 0 円	1 4 万 1 , 0 0 0 円
1 9 万 9 , 0 0 0 円	2 1 万 5 , 0 0 0 円

29万2,000円	32万円
34万8,000円	37万9,000円
52万5,000円	57万3,000円
59万9,000円	65万4,000円
74万6,000円	80万8,000円
100万4,000円	108万1,000円

」

改め、同表の2の項額の欄中「100万4,000円」を「108万1,000円」に改め、同表の7の項種別・単位の欄中「用紙1枚」を「1通」に改め、同表中114の項を121の項とし、105の項から113の項までを7項ずつ繰り下げ、104の項を削り、103の項を111の項とし、99の項から102の項までを8項ずつ繰り下げ、98の項を103の項とし、同項の次に次の3項を加える。

104 建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
105 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき

に対する制限の 緩和に係る認定 の申請に対する 審査	数料			
106 建築基準 法施行令第13 7条の16第2 号の規定に基づ く建築物の移転 の認定の申請に に対する審査	建築物の移 転認定申請 手数料	1件 につ き	2万8,000円	認定申 請のと き

別表第5中97の項を102の項とし、8の項から96の項までを5
項ずつ繰り下げ、7の項の次に次の5項を加える。

8 都市計 画法施行 規則（昭 和44年 建設省令 第49 号）第6 0条の規 定に基づ く証明書 の交付	証明書 の交付 手数料	1通につき	900円	交付申 請のと き
9 宅地造 成及び特 定盛土等	宅地造 成、特 定盛土	(1) 宅地造 成又は特定 盛土等を行		許可申 請のと き

規制法 (昭和36年法律 第191号) 第1 2条第1項の規定 に基づく宅地造成 等に関する工事の 許可の申請に対す る審査	等又は 土石の 堆積工 事許可 申請手 数料	う場合であ って、切土又 は盛土をす る土地の面 積が		
		500 平方 メートル以 内のとき	2万円	
		500 平方 メートルを 超え、1,0 00 平方メ ートル以内 のとき	3万4,000円	
		1,000 平 方メートル を超える、2, 000 平方 メートル以 内のとき	5万4,000円	
		2,000 平 方メートル を超える、5, 000 平方 メートル以 内のとき	8万9,000円	
		5,000 平 方メートル	12万3,000円	

	を超え、1万 平方メート ル以内のと き	
	1万平方メ ートルを超 え、2万平方 メートル以 内のとき	20万1,000円
	2万平方メ ートルを超 え、4万平方 メートル以 内のとき	22万円
	4万平方メ ートルを超 え、7万平方 メートル以 内のとき	27万5,000円
	7万平方メ ートルを超 え、10万平 方メートル 以内のとき	36万4,000円
	10万平方 メートルを 超えるとき	53万3,000円
(2)	土石の	

	堆積を行ふ場合であつて土石の堆積をする土地の面積が 500 平方メートル以内のとき	1万8,000円
	500 平方メートルを超える、1,000 平方メートル以内のとき	2万8,000円
	1,000 平方メートルを超える、2,000 平方メートル以内のとき	3万5,000円
	2,000 平方メートルを超える、5,000 平方メートル以内のとき	5万4,000円
	5,000 平方メートル	6万6,000円

	を超え、1万 平方メート ル以内のと き	
	1万平方メ ートルを超 え、2万平方 メートル以 内のとき	12万1,000円
	2万平方メ ートルを超 え、4万平方 メートル以 内のとき	13万4,000円
	4万平方メ ートルを超 え、7万平方 メートル以 内のとき	16万3,000円
	7万平方メ ートルを超 え、10万平 方メートル 以内のとき	20万7,000円
	10万平方 メートルを 超えるとき	29万2,000円

10 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事に関する計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事変更許可申請手数料	(1) 宅地造成又は特定盛土等を行つて変更許可申請1件につき	<p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が53万3,000円を超えるときは、その手数料の額は、53万3,000円とする。</p> <p>(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。)については、切土又は、盛土をする土地の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ前項に規</p>	変更申請のとき
--	------------------------------	--------------------------------	---	---------

定する額に 10
分の 1 を乗じて
得た額

(2) 新たな土地
の切土又は盛土
をする土地への
編入に係る宅地
造成又は特定盛
土等に関する工
事の設計の変更
については、新た
に編入された切
土又は盛土をす
る土地の面積に
応じ前項に規定
する額

(3) その他の変
更については、1
万 5,000 円

(2) 土石の
堆積を行う
場合であつ
て変更許可
申請 1 件に
つき

次に掲げる額を合
算した額。ただし、
その額が 29 万 2,
000 円を超える
ときは、その手数料
の額は、29 万 2,
000 円とする。

(1) 土石の堆積
に関する工事の

設計の変更((2))のみに該当する場合を除く。)については、土石の堆積をする土地の面積((2))に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積)に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

(2) 新たに土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に係る工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積

			をする土地の面積に応じ前項に規定する額 (3) その他の変更については、1万5,000円	
1 1 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	用紙1枚につき	900円	交付申請のとき
1 2 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(令和6年東京都条例第3	盛土規制法調書の写しの交付手数料	1通につき	700円	交付申請のとき

6号) 第 5条第3 項の規定 に基づく 盛土規制 法調書の 写しの交 付				
--	--	--	--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第5の1の項、2の項及び7の項の改正規定並びに同表7の項の次に5項を追加する改正規定は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

宅地造成及び特定盛土等規制法の事務が東京都から移管されること及び建築基準法の改正に伴い、手数料を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。